

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日に  
おきかへ  
るものと  
する)

## 目次

- ◇告 示 特別清掃地域から除く区域及び特別清掃地域の指定  
土地配分計画の作成
- ◇公安告示 道路交通法による聴聞の実施
- ◇公告 昭和四十二年度二級技能検定の実施

## 告示

### 鳥取県告示第六百五号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）第四条の規定に基づき、特別清掃地域から除く区域及び特別清掃地域の区域を次のとおり指定し、昭和四十二年十月一日から施行し、昭和三十八年九月鳥取県告示第五百十五号（特別清掃地域から除く区域等の指定について）は、昭和四十二年十月一日限り廃止する。

昭和四十二年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 清掃法第四条第一項ただし書の規定により特別清掃地域から除く区域  
鳥取市のうち 百谷、滝山、小西谷、覚寺、円護寺、数津、叶、宮  
長、的場、大覚寺、妙徳寺、双六原、矢矯、洞谷、瀬田蔵、長柄、赤

子田、長谷、倭文、玉津、横枕、猪子、岩坪、上砂見、中砂見、下砂見、伏野、小沢見、白兔、内海中、御熊、三津、里仁、岩吉、足山、布勢、桂見、高住、良田、三山口、徳吉、安長、秋里、江津、南隈、晚稲、野寺、服部、菖蒲、古海、徳尾、本高、北村、西今在家、篠坂、中村、有富、高路、大塚、宮谷、野坂、嶋、大桶、向国安、竹生、上味野、朝月、源太、下味野、松原、金沢、六反田、福井、大畑、松上、尾崎、下段、上段、上原、河内、榎原、細見、八坂、橋本、馬場、国安、蔵田、円通寺、雲山、大杓、桜谷、正蓮寺、東今在家、杉崎、津ノ井、生山、桂木、船木、広岡、海蔵寺、紙子谷、香取、禰宜谷、湖山町（浜、島川、井津水、新田、大寺屋、掘越地区に限る。）、東大路、西大路、中大路、久末、古郡家、美和、越路及び新（新袋川以北の区域を除く。）の区域

倉吉市のうち 下田中（国道百七十九号の中心線から日本海と反対の方角に三百メートルの地点を結んだ線から日本海側の区域を除く。）、富海、下大江、生田、福守、北野、中河原、東鴨、小鴨、岩倉、菅原、大原、栗尾、下余戸、上余戸、八屋（国道百七十九号の中心線から百メートル以内の区域を除く。）、伊木（国道百七十九号の中心線から百メートル以内の区域を除く。）、山根（山根茶屋及び国道百七十九号の中心線から百メートル以内の区域を除く。）、福庭、清谷、中江、小田、古川沢、井手畑、新田、大塚、穴窪、上古川、蔵内、石塚、福山、鴨河内、広瀬、耳、黒見、横田、福光、国分寺、下古川、秋喜、国府、大谷、不入岡、和田、寺谷、上神、尾田、福富、福本、志津、杉野、沢谷、悴谷、長谷、中野、大河内、森、三江、上福田、下福田、上米積、下米積、岡、大立、上天立、立見、椋波、般若、福積、今在家、服部、

桜、河来見、北面、穴沢、尾原、別所、鋤、谷及び津原の区域

米子市のうち 陰田町、大谷町、安倍、別所、上安曇、下安曇、青木、兼久、榎原、大袋、諏訪、八幡、福市、彦名町、大崎、葭津、和田町、富益町、夜見町、蚊屋、今在家、二本木、熊党、浦津、吉岡、石井、奥谷、美吉、宗像、田原、橋本、奈喜良、吉谷、古市、新山、一部、上新印、下新印、古豊千、高島、東八幡、水浜及び赤井手の区域

境港市のうち 上道町(市道下の川線及びこの道路と中江瀬戸とに挟まれた区域並びに県道米子境線の中心線から中海側三百メートルの地点を結んだ線と美保湾とに挟まれた区域を除く。)、中野町、福定町、竹内町、高松町、新屋町、小篠津町、佐斐神町以上七町(県道米子境線の中心線から中海側三百メートルの地点を結んだ線と美保湾とに挟まれた区域を除く。)、森岡町、渡町(市道渡森岡第四号線、県道境渡米子線、市道渡森岡第一号線、市道下大沢灘線及びこれらの道路と中海とに囲まれた区域を除く。)、外江町(市道下の川線、県道境渡米子線、市道外江六十号線、旧県道境渡米子線並びにこれらの道路と中海及び中江瀬戸とに挟まれた区域を除く。)の区域

二 清掃法第四条第二項の規定により特別清掃地域に指定する区域

八頭郡

智頭町大字智頭(字段を除く。)の区域

若桜町大字若桜の区域

郡家町大字郡家の区域

船岡町大字船岡及び大字坂田の区域

河原町大字河原の区域

用瀬町大字用瀬の区域

岩美郡

岩美町大字岩井、大字浦富及び大字牧谷の区域

福部村大字湯山のうち字池淵、字赤坂、字大嶋、字二つ山、字狐山及び字高浜の区域並びに大字海士地内の公園道路鳥取砂丘線の中心線から日本海と反対の方向に百メートルの地点を結んだ線と日本海とに挟まれた区域

気高郡

気高町大字浜村(旧浜村地区を除く。)、大字勝見、大字酒津、及び

大字宝木の区域

青谷町大字青谷、大字井手及び大字長和瀬の区域

鹿野町大字鹿野の区域

東伯郡

羽合町大字上浅津のうち温泉区の区域

東郷町大字中興寺及び大字引地のうち旭町の区域

三朝町大字三朝の区域及び大字山田のうち茶屋地区の区域

関金町大字関金の区域

東伯町大字八橋、大字浦安、大字徳万、大字逢東、大字保及び大字丸

尾の区域

赤碓町大字赤碓、大字出上、大字八幡及び大字寛津の区域

西伯郡

淀江町大字淀江、大字今津及び大字西原の区域

大山町大字大山の区域

名和町大字御来屋の区域

西伯町大字法勝寺及び大字落合の区域

日野郡

日野町大字根雨及び大字黒坂の区域

溝口町大字溝口、大字岩立のうち字榊水原及び大字金屋谷のうち字榊

水原の区域

江府町大字江尾及び大字小江尾の区域

鳥取県告示第六百六号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

計	土地	区分地区名		市	町(大字)	団	体	摘	要
		湖山	鳥取						
	掘越								

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十二年九月十九日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年九月二十八日 午前九時三十分から

米子市桃町 米子警察署 会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 米子市東福原七五二 潮 政雄
- 2 米子市福市五〇二 尾谷 栄
- 3 米子市和田町二五六一 井田 真義
- 4 米子市一部三〇七 松下 恵美子
- 5 米子市宗像二五〇 佐藤 栄一
- 6 米子市錦町一丁目七六 田中 春明
- 7 米子市久米町四四 東 肇
- 8 米子市灘町二丁目一八五 谷口 繁
- 9 米子市博労町二丁目五 瀬戸家 栄
- 10 米子市灘町二丁目一四四 井上 修一
- 11 西伯郡名和町大字加茂一〇八〇 荒松 勝美
- 12 西伯郡淀江町大字西原六〇九 河本 実

- 13 西伯郡淀江町大字淀江五三〇一 新見 礼次郎
- 14 西伯郡伯仙町大字福万一九一 福永 隆雄
- 15 西伯郡伯仙町大字下郷一七一 田中 春夫
- 16 西伯郡大山町大字豊房一三五四 鉄井 鹿雄
- 17 境港市竹の内町七八六 武良 喜代則
- 18 境港市外江町芝九五三 小徳 繁明
- 19 境港市浜の町大海水産方 堀尾 稔
- 20 境港市松が枝町米村方 浜崎 文夫
- 21 境港市巾野町三四六の一 佐久間 義夫
- 22 境港市小篠津町二二五八 寺敷 義昭
- 23 日野郡溝口町大字莊三四六 砂口 勇
- 24 東伯郡大栄町大字瀬戸多田商会 和田 喜夫
- 25 東伯郡大栄町大字六尾四九九 南場 利美
- 26 東伯郡東伯町大字浦安二〇〇 小橋 甯邦
- 27 東伯郡東伯町大字福永一六二 森川 勝典
- 28 日野郡日南町大字霞一一五四 長尾 里美
- 29 東伯郡東伯町大字中尾二四七 柏村 義勝
- 30 米子市車尾一二三七の四 大峯 孝行
- 31 境港市渡町一一九六の一 渡辺 均
- 32 境港市馬場崎町三二 福本 九一
- 33 西伯郡岸本町大字大殿一二七 渡部 邸夫
- 34 西伯郡日吉津村大字日吉津一五八一 橋田 広道
- 35 西伯郡淀江町大字中間四二八福吉整方 真野 照
- 36 日野郡日野町大字中管三五二 谷口 俊典

- 37 西伯郡名和町大字倉谷五八七 入江 政男
- 38 西伯郡中山町大字下市七八 井上 澄子
- 39 東伯郡東伯町大字八橋三三六 島崎 弘義
- 40 米子市日の出町奥村組飯場有井班 小松 友勝
- 41 米子市車尾一五〇〇 西尾 通

公 告

職業訓練法(昭和33年法律第133号)第25条の規定に基づき、昭和42年度の時計修理工、建築大工、畳工、家具工、建具工、洋裁工、配管工及び表具工に係る2級の技能検定を行なうので、職業訓練法施行規則(昭和33年労働省令第16号)第48条において準用する同規則第30条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

昭和42年9月19日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 実施する試験

学科試験

2 学科試験の実施期日及び実施場所

職 種	実 施 期 日	実 施 場 所
時計修理工 配管工 洋裁工 畳工 家具工 建具工	昭和43年3月10日	鳥取市及び米子市
建築大工 表具工	昭和43年3月17日	鳥取市及び米子市

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

イ 2級技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

ロ 学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市東町1丁目 鳥取県商工労働部職業安定課

(3) 受付期間

職 種	受 付 期 間
時計修理工 配管工 洋裁工	昭和42年10月11日 (水) から
畳工 家具工 建具工	昭和42年10月19日 (木) まで
建築大工 表具工	昭和42年10月20日 (金) から 昭和42年10月28日 (土) まで

郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。

(4) 受検申請に関する注意

イ 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「2級技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒 (あて先を記入し、15円切手をはったもの) を同封すること。

ロ 申請書を郵送する場合は申請書及び(1)のロに規定する書面を郵送する場合は、これらを同封のうえ、書留郵便とし、封筒の表面に「2級技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

4 受検手数料及び納その付方法等

(1) 学科試験の手数料 500円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を申請書にはつて納付すること。

この場合、鳥取県収入証紙に消印をしないこと。

なお、学科試験の全部の免除を受けようとする場合は、手数料の納付を要しない。

(3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 学科試験の合格通知

学科試験の合格者に対しては、昭和43年5月下旬に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名を昭和43年5月下旬に鳥取県公報で公告するほか、合格者に合格証明書を交付する。

6 その他

2級の技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課に問い合せること。